

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

－ 固定電話網の I P 網への移行後の接続料算定に係る規定の整備等 －

概 要

令和 6 年 8 月 23 日

- 令和5年10月、「I P 網への移行後の音声接続料の在り方」について情報通信審議会へ諮問。同審議会において、I P 網への移行後における音声接続料の在り方について審議を実施。
- 現行の接続料の算定は令和4年度から令和6年12月31日までを適用期間としていることから、令和7年1月1日以降の接続料算定等について、情報通信審議会からの答申（令和6年6月答申）を踏まえ、所要の規定の整備を行う。

■ 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の一部改正

① I P 網への移行後におけるメタル I P 電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話の接続料算定方法

- ・ ワイヤレス固定電話の発着信に係る機能に関する規定を整備する。
- ・ メタル I P 電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話を同一の接続料として算定するに当たって、接続ルート切替後のメタル I P 電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話の発着信に係る機能を単一の法定機能（組合せ適用接続機能）として規定を整備する。
- ・ 当該法定機能に係る接続料の算定方法に関する規定を整備する。
- ・ ワイヤレス固定電話の接続料原価の算定に関する特例規定を整備する。

■ 接続料規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第14号）の一部改正

② 接続料算定に用いる通信量等の扱い

- ・ メタル I P 電話の固有の設備※に係る接続料に関し、令和7年1月1日以降も、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量等の合算値を接続料算定に用いる入力値とするため、所要の規定の整備を行う。

③ 東西均一接続料の扱い

- ・ メタル I P 電話の固有の設備※に係る接続料に関し、令和7年1月1日以降も、引き続き、N T T 東日本・西日本の接続料を均一とするため、所要の規定の整備を行う。

■ 東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成15年総務省令第119号）の一部改正

④ 東西均一接続料の扱い

- ・ メタル I P 電話の固有の設備※に係る接続料に関し、令和7年1月1日以降も、引き続き、N T T 東日本からN T T 西日本に対して金銭の交付を行うこととするため、所要の規定の整備を行う。

※ メタル収容装置、新変換装置及び新変換装置～中継ルータ間の伝送路

■ その他

⑤ I P 網への移行に伴い、PSTNに係る法定機能や接続料算定方法等に関する規定の削除等

- ・ I P 網への移行に伴い、P S T Nに係る電気通信設備の機能に関する規定を削除する。
- ・ 第8次P S T N-L R I Cモデルによる接続料算定方法等に関する規定を削除する。

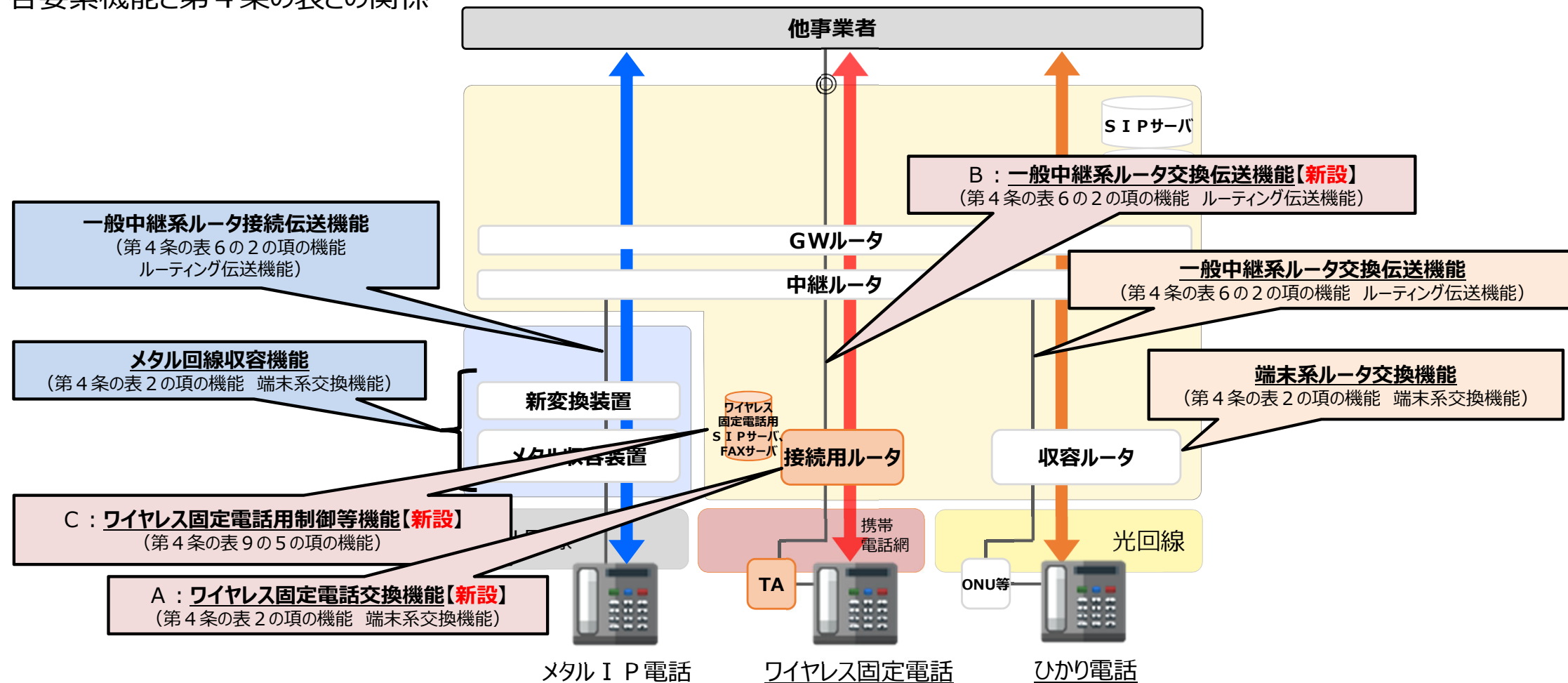
○ 施行日 令和7年1月1日から施行 ※一部規定（総務大臣による通知等）は公布日に施行

① I P 網への移行後におけるメタル I P 電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話の接続料算定方法

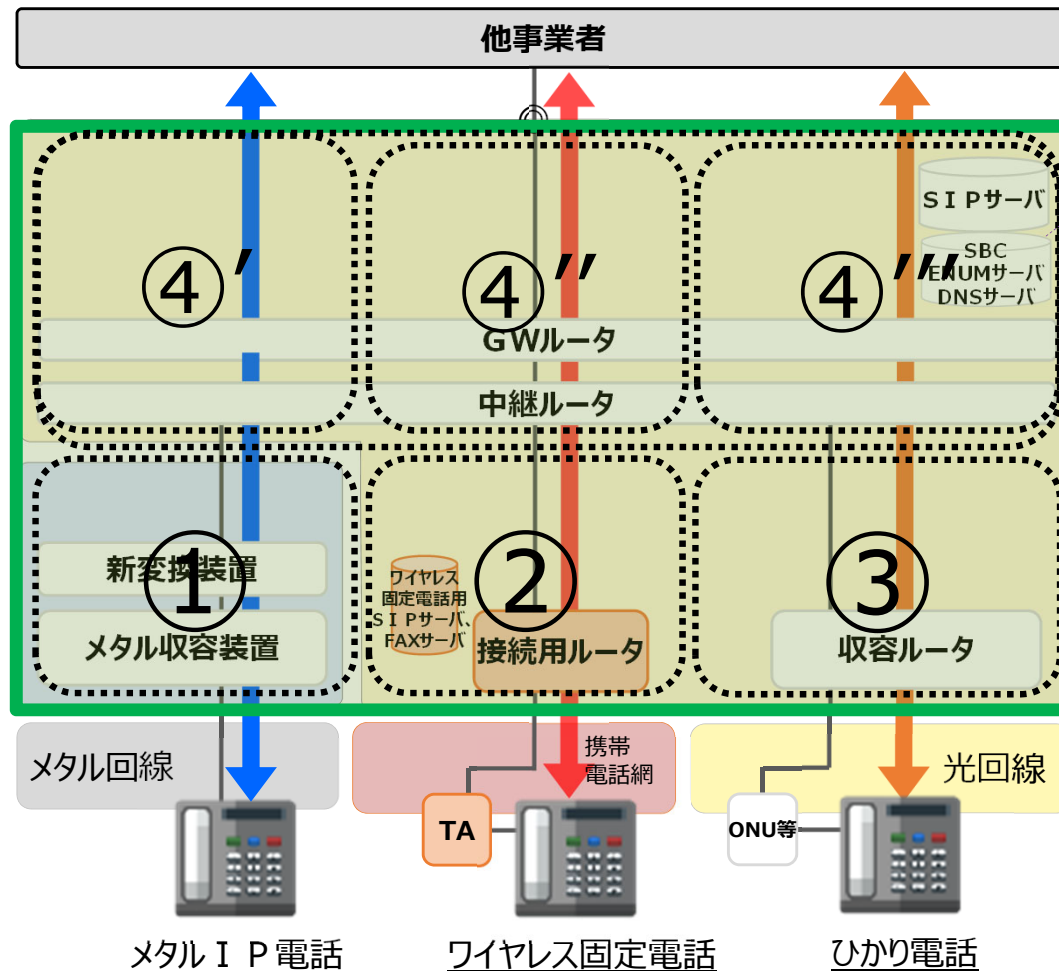
■ I P 網への移行後におけるワイヤレス固定電話に係る接続料の算定方法に関する規定の整備 【改正後の接続料規則第 2 条、第 4 条、第 18 条の 3、改正後の接続会計規則第 2 条、別表第 1 及び別表第 2】

- ✓ 第一種指定ワイヤレス固定電話用設備である接続用ルータ（A）、接続用ルータと中継ルータとを繋ぐ伝送路設備（B）、S I P サーバ及び F A X サーバ（C）について、これらの設備に係る用語、機能を新たに定義する。

各要素機能と第 4 条の表との関係



- メタル I P 電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話の発着信に係る機能を単一の法定機能（組合せ適用接続機能）として規定【改正後の接続料規則第 4 条、接続料規則第 4 条の 2 の追加】 ※メタル I P 電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話を同一の接続料とするため
- 組合せ適用接続機能に係る接続料の算定方法を規定【接続料規則第 1 8 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項の追加】
- ✓ メタル I P 電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話ごとに、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能に係る設備の接続料を算定し、相互接続トラヒックにおける割合に基づいて加重平均することによって算定することを新たに定める。

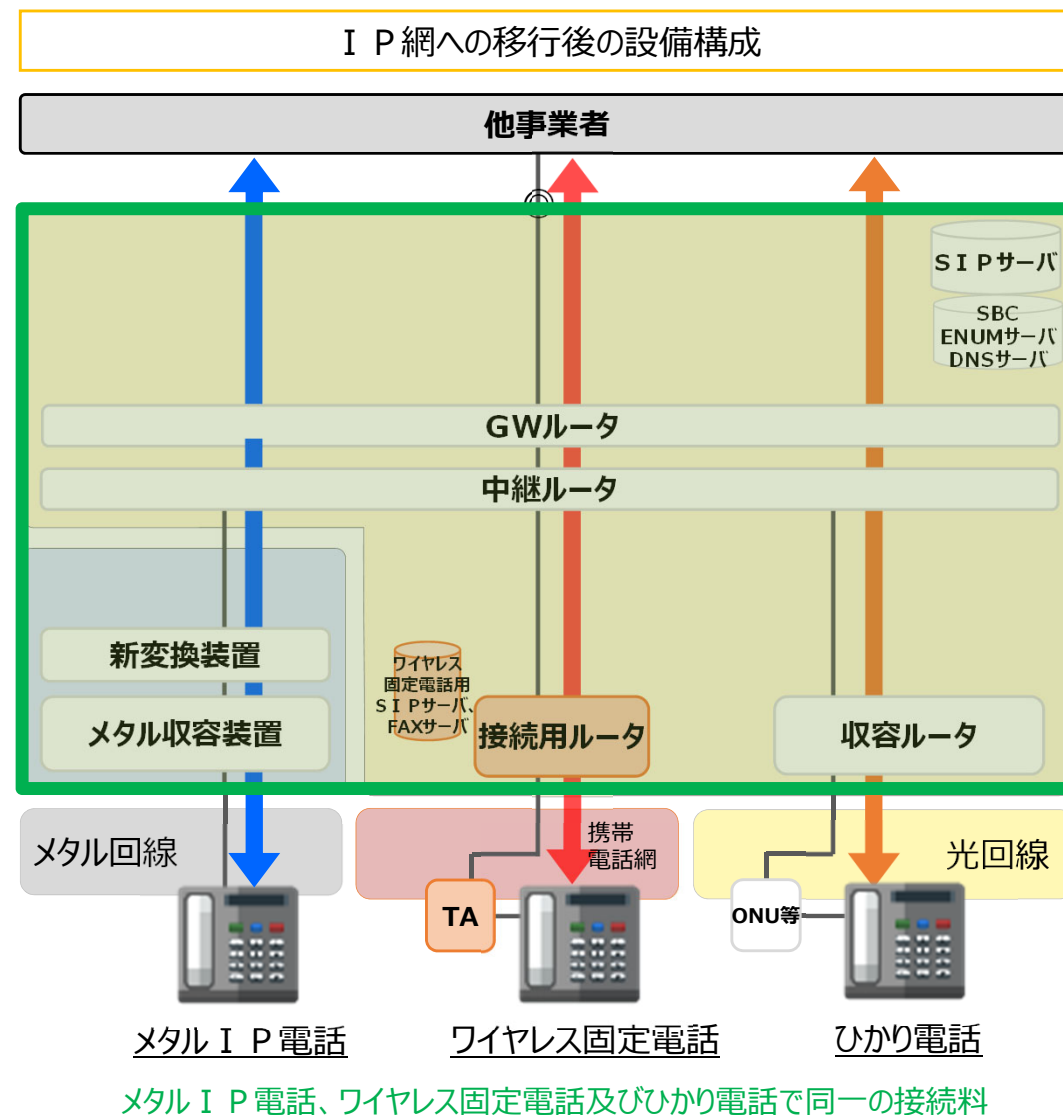


○ 接続料規則第4条

固定電話網の I P 網への移行後、メタル I P 電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話を同一の接続料とするため、メタル I P 電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話の発着信に係る機能を単一の法定機能（組合せ適用接続機能）として規定する。

改正案（下線部分を追加）

第4条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能及び組合せ適用接続機能（次条に定める機能をいう。以下この条において同じ。）とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備（組合せ適用接続機能については、次条各号に掲げる機能に対応する同表の下欄に掲げる対象設備とする。）及びこれらの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。



○ 接続料規則第4条の2の追加

組合せ適用接続機能に係る接続料の算定方法を規定するため、メタル I P 電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話ごとに、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能を規定する。また、それぞれに含まれる要素機能は、第4条の表の法定機能で構成される。

改正案（下線部分を新設）

第4条の2 組合せ適用接続機能は、次の各号に掲げる設備により提供する当該各号に定める機能を用いて、第一種指定電気通信設備によりメタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備、第一種指定ワイヤレス固定電話用設備若しくはインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送を行う機能をいう。

- 一 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である固定端末系電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送に用いるもの 前条の表二の項の機能（メタル回線収容機能に限る。）、五の項の機能、六の二の項の機能及び九の項から九の四の項までの機能
- 二 第一種指定ワイヤレス固定電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送に用いるもの 前条の表二の項の機能（ワイヤレス固定電話交換機能に限る。）、五の項の機能、六の二の項の機能（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継系ルータ交換伝送機能に限る。）及び九の項から九の五の項までの機能
- 三 インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送に用いるもの 前条の表二の項の機能（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項の機能、六の二の項の機能（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継系ルータ交換伝送機能に限る。）及び九の項から九の四の項までの機能

○ 接続料規則第18条の3の2第1項及び第2項の追加

組合せ適用接続機能に係る接続料を算定するため、具体的な接続料算定方法（メタル I P 電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話ごとに、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能に係る設備の接続料を算定し、相互接続トラヒックにおける割合に基づいて加重平均すること）を規定する。

改正案（下線部分を新設）

第18条の3の2 組合せ適用接続機能に係る接続料は、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、第四条の二各号の設備に係る費用をそれぞれ当該各号の設備に係る需要で除したものを、当該各号の設備に係る需要（他の電気通信事業者に係る需要に限る。）により加重平均することにより算定するものとする。

2 前項の場合において、通信路を設定する機能の接続料は通信回数を単位として、通信路を保持する機能の接続料は通信時間を単位としてそれぞれ設定するものとする。

組合せ適用接続機能に係る接続料（通信回数及び通信時間単位それぞれについて算定）

$$= (\text{メタル I P 電話に係る設備の固有部分の接続料} + A) \times (\text{メタル I P 電話の相互接続トラヒック} / \text{相互接続トラヒック} \times)$$

$$+ (\text{ワイヤレス固定電話に係る設備の固有部分の接続料} + A) \times (\text{ワイヤレス固定電話の相互接続トラヒック} / \text{相互接続トラヒック} \times)$$

$$+ (\text{ひかり電話に係る設備の固有部分の接続料} + A) \times (\text{ひかり電話の相互接続トラヒック} / \text{相互接続トラヒック} \times)$$

※ 相互接続トラヒック＝メタル I P 電話の相互接続トラヒック＋ワイヤレス固定電話の相互接続トラヒック＋ひかり電話の相互接続トラヒック

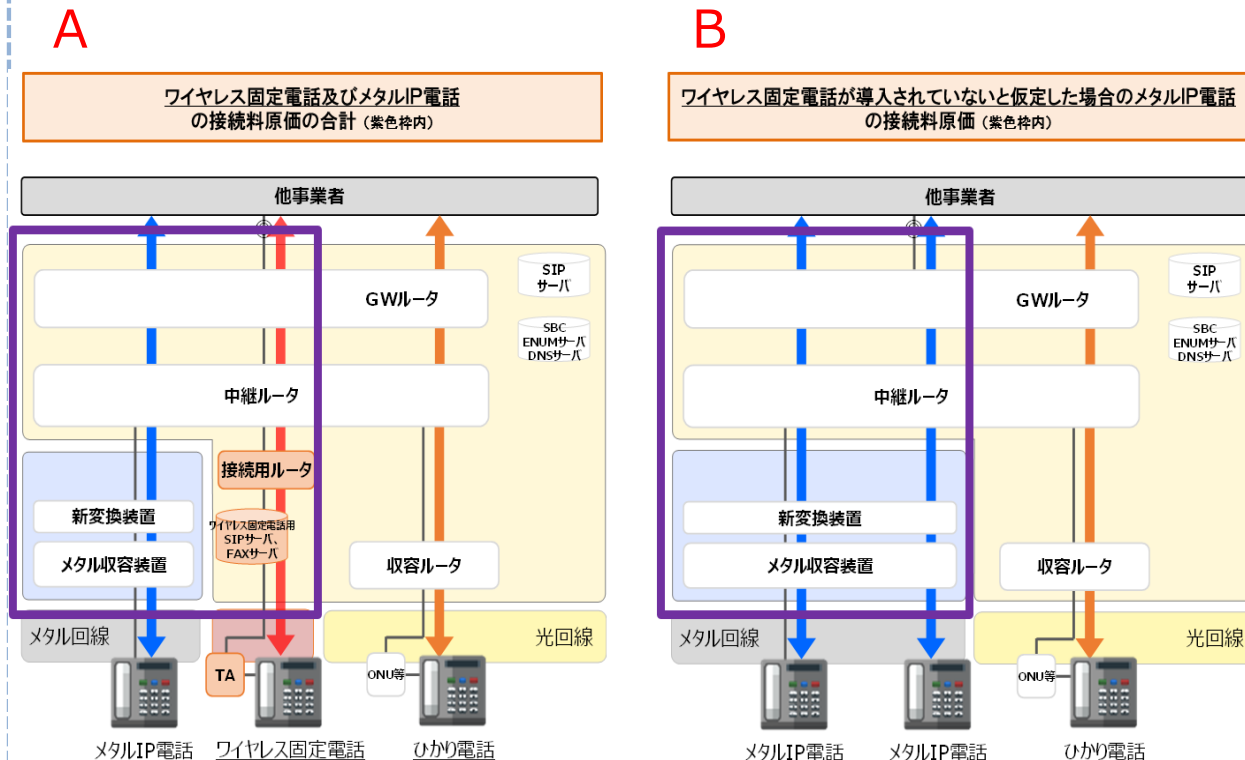
- A = 関門系ルータ交換機能の接続料（時間比例）
- + 一般中継系ルータ交換伝送機能の接続料（時間比例）
 - + 一般県間中継系ルータ交換伝送機能の接続料（時間比例）
 - + S I Pサーバ機能の接続料（回数比例）
 - + S I P信号変換機能の接続料（回数比例）
 - + 番号管理機能の接続料（回数比例）
 - + ドメイン名管理機能の接続料（回数比例）

■ ワイヤレス固定電話の接続料原価の算定に関する特例規定を整備【接続料規則第18条の3の2第3項の追加、改正省令附則第4条】

- ✓ A及びBの比較を行い、AがBを上回る場合には、Bの接続料原価とすることを規定（接続料規則第18条の3の2第3項）
 - A：ワイヤレス固定電話及びメタルIP電話の接続料原価の合計
 - B：ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定※した場合のメタルIP電話の接続料原価
- ※導入済みのワイヤレス固定電話をメタルIP電話であると仮定
- ✓ ワイヤレス固定電話導入当初においては、AがBを上回ると見込まれることから、令和10年3月31日までの間は、上記比較を省略し、導入済みのワイヤレス固定電話がメタルIP電話であると仮定した場合の接続料原価とすることを規定（改正省令附則第4条）

改正案（下線部分为新設）

第18条の3の2第3項 第一項の組合せ適用接続機能に係る接続料の算定において、メタルIP電話接続機能（他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門系ルータで接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能（第一種指定メタル回線収容装置を経由する通信に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）及びワイヤレス固定電話接続機能（他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門系ルータで接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能（第一種指定ワイヤレス固定電話用設備を経由する通信に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）に係る原価及び利潤の総額が、第一種指定ワイヤレス固定電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備（以下この項において「算定対象端末設備」という。）の数及び当該算定対象端末設備から発信する通信又は当該算定対象設備に着信する通信の通信量等をメタルIP電話接続機能に係る算定対象端末設備の数及び通信量等に合算することにより算定した場合のメタルIP電話接続機能に係る原価及び利潤の総額を上回る場合、メタルIP電話接続機能の接続料の算定においては、算定対象端末設備の数及び当該端末設備から発信する通信又は当該算定対象端末設備に着信する通信の通信量等を当該機能に係る算定対象端末設備の数及び通信量等に合算した値を用いるものとし、かつ、ワイヤレス固定電話接続機を加重平均の対象としないものとする。



② 接続料算定に用いる通信量等の扱い

※ メタル収容装置、新変換装置及び新変換装置～中継ルータ間の伝送路

- メタル I P 電話の固有の設備※に係る接続料に関し、前年度下期と当年度上期の通信量等の合算値の使用を継続【改正後の平成17年改正省令附則第12項、改正省令附則第 5 条】
 - ✓ メタル I P 電話固有部分の接続料算定に用いる通信量等について、前年度下期と当年度上期の通信量等の合算値を使用することとする措置の期限を、令和10年 3 月31日まで延長する。

③、④ 東西均一接続料の扱い

- メタル I P 電話の固有の設備※に係る接続料に関し、N T T 東日本・西日本の接続料の均一化を継続【改正後の平成17年改正省令附則第15項】
 - ✓ メタル I P 電話固有部分に係る接続料がN T T 東日本・西日本において同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を両事業者で合算して接続料を算定することとする措置の期限を、令和10年 3 月31日まで延長する。
- N T T 東日本からN T T 西日本に対する金銭の交付を継続【改正後の東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令第 2 条】
 - ✓ メタル I P 電話の固有の設備※に係る接続料に関し、N T T 東日本からN T T 西日本に対して金銭の交付を行うこととする措置の期限を、令和10年 3 月31日まで延長する。

⑤ I P 網への移行に伴い、P S T Nに係る法定機能や接続料算定方法等に関する規定の削除等

- I P 網への移行に伴い、P S T Nに係る電気通信設備の機能に関する規定を削除【施行規則第23条の 4、第24条の 5、接続会計規則第 2 条、接続料規則第 2 条、第 4 条、第 5 条、第15条、第16条、金銭の交付に関する省令第 3 条、平成17年改正省令附則第15項の一部を削除】
 - ✓ I P 網への移行に伴い、関連する用語、機能を削除する。
- I P 網への移行に伴い、第 8 次 P S T N - L R I C モデルによる接続料算定方法等を削除【接続料規則別表第 1 の 1、別表第 1 の 2、別表第 2 の 1、別表第 2 の 2、別表第 3、別表第 4 の 1、別表第 4 の 2、別表第 4 の 3、別表第 5、別表第 6 様式第 1 第 2、別表第 7、別表第 8 の一部を削除】
 - ✓ 第 8 次 P S T N - L R I C モデルによる接続料算定を行わないことから、関連する表を削除する。
- P S T Nに係る電気通信設備の機能に関する規定を施行規則、接続会計規則及び接続料規則から削除したことによる用語の定義【改正後の第一種算定規則第13条、別表第 4】

令和6年8月23日

- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）に対して、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案を諮問

令和6年8月24日～同年9月24日

- ・ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案の意見募集

令和6年9月下旬以降

- ・ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案の再意見募集

令和6年10月下旬以降

- ・ 意見募集の結果を踏まえた接続委員会における審議

令和6年11月上旬以降

- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）から、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案の答申

答申後速やかに

- ・ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の公布

（参考）改正省令公布後

- ・ 総務大臣からN T T東日本・西日本へ接続料算定に用いる資産及び費用の整理の手順を通知
- ・ N T T東日本・西日本から接続約款の変更認可申請（令和7年度接続料）
- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）に対して諮問、意見募集
- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）からの答申
- ・ N T T東日本・西日本の接続約款の変更を認可

IP網への移行後の音声接続料の在り方 答申 概 要

令和6年6月17日

第1章 はじめに

第2章 メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料の算定方法

第3章 LRICモデルにおけるメタルIP電話の加入者回線の取扱い

第4章 東西均一接続料の扱い

第5章 接続料算定方法の適用期間

第6章 その他の検討事項

第7章 おわりに

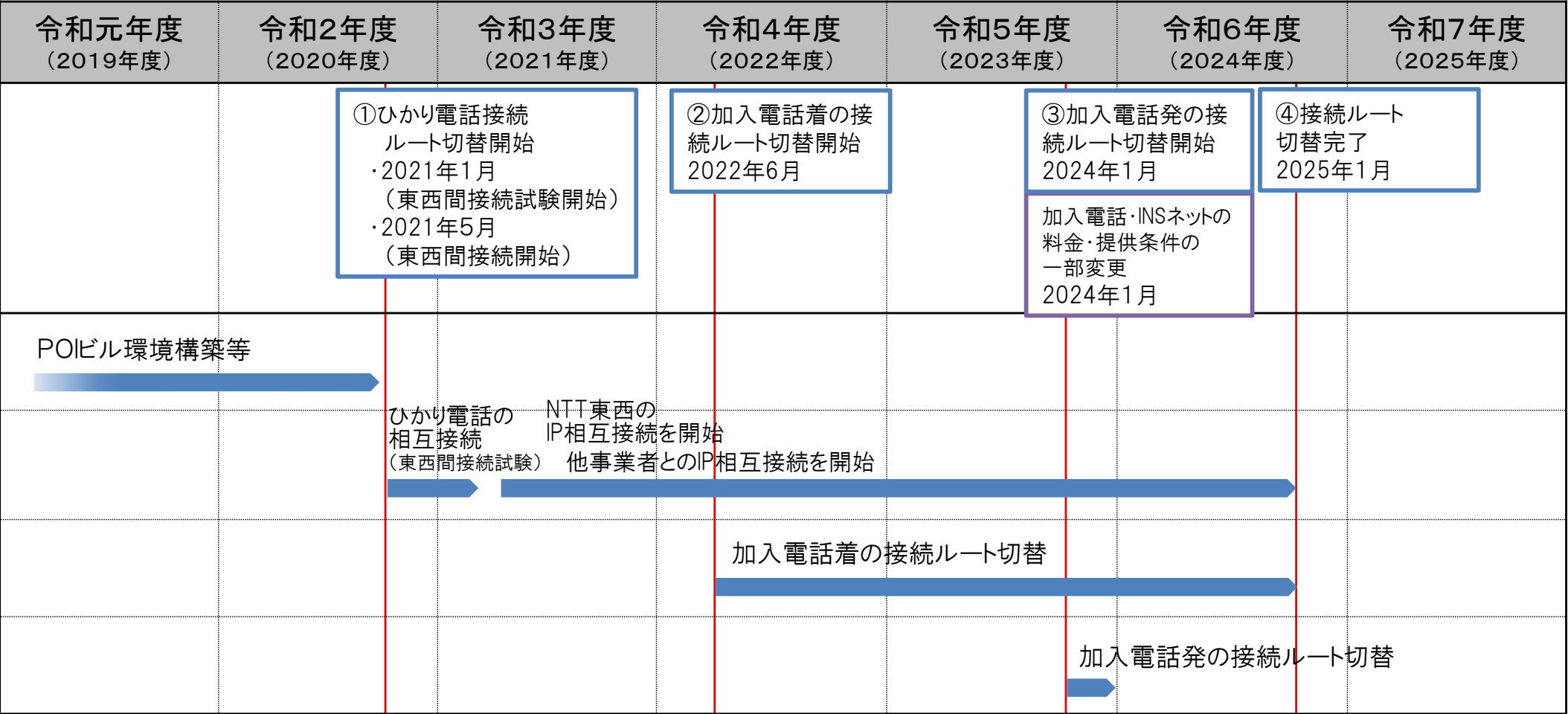
1. 諮問概要

- ・ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本・西日本」という。)が提供する加入電話については、公衆交換電話網(以下「PSTN」という。)の設備(中継交換機・信号交換機)が、令和7年頃に維持限界を迎える中で、令和4年度以降、PSTNからIP網へ疎通ルートの変更が進められている。
- ・ 情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申」(令和3年9月)では、IP網への移行後の音声接続料について、「IP網への移行後、第一種指定電気通信設備制度の下で、メタルIP電話とひかり電話の接続料は同一の接続料として算定することが適当」とされたところである。
- ・ また、情報通信審議会答申「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」(令和4年9月)では、「電話網のIP網への移行後、ワイヤレス固定電話の接続料は、メタルIP電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することが適当」とされたところであり、これらを踏まえ、具体的な算定方法について検討を行う必要がある。
- ・ 以上により、IP網へ移行後の音声接続料の在り方について、情報通信審議会に諮問するもの。

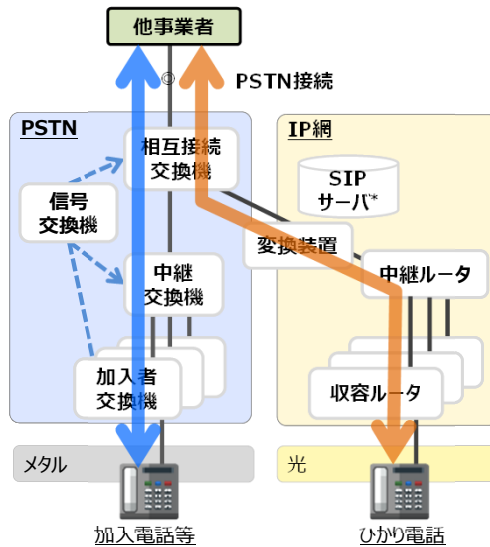
2. 答申を希望する時期

令和6年5月目途

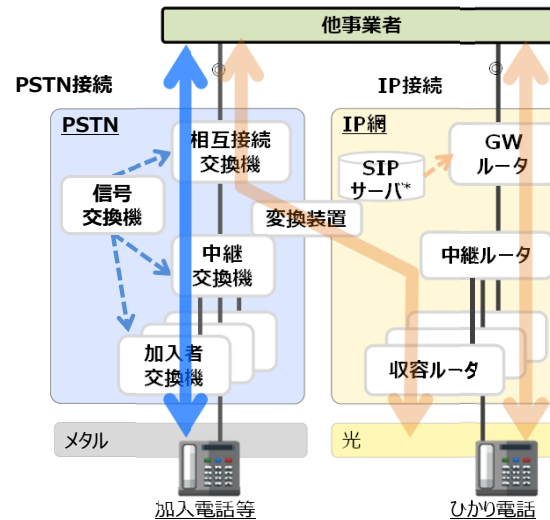
- ① ひかり電話のIP相互接続は令和3年1月よりNTT東日本・西日本間において接続試験を開始し、同年5月より接続を開始。他事業者とのIP相互接続についても順次開始している状況。
- ② 加入電話着は令和4年6月から接続ルート切替を開始。
- ③ 加入電話発は令和6年1月から接続ルート切替を開始。
(令和6年1月にNTT東日本・西日本の加入電話・INSネットの料金・提供条件の一部変更を実施(契約の移行は伴わない)。)
- ④ 令和7年1月にIP網への接続ルート切替が完了する予定。



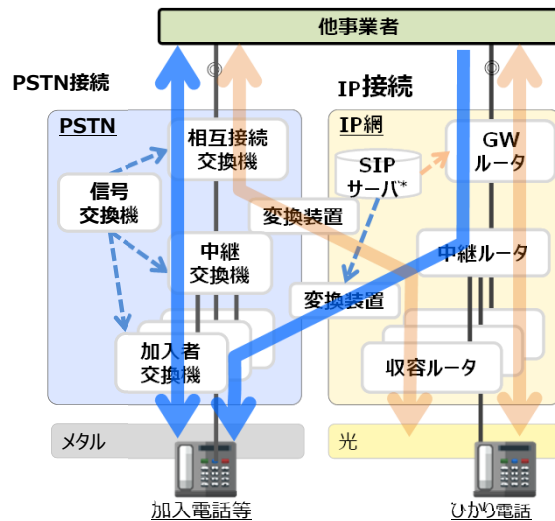
接続ルート切替前 (～令和2年12月)



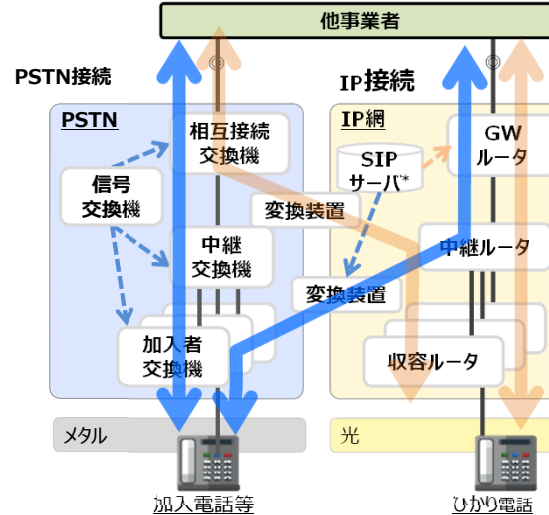
① ひかり電話発着の接続ルート切替 (令和3年1月～令和6年12月)



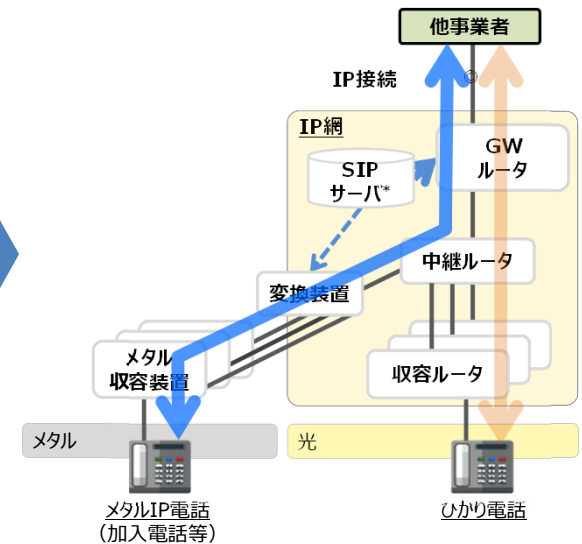
② 加入電話着の接続ルート切替 (令和4年6月～令和6年12月)



③ 加入電話発の接続ルート切替 (令和6年1月～令和6年12月)

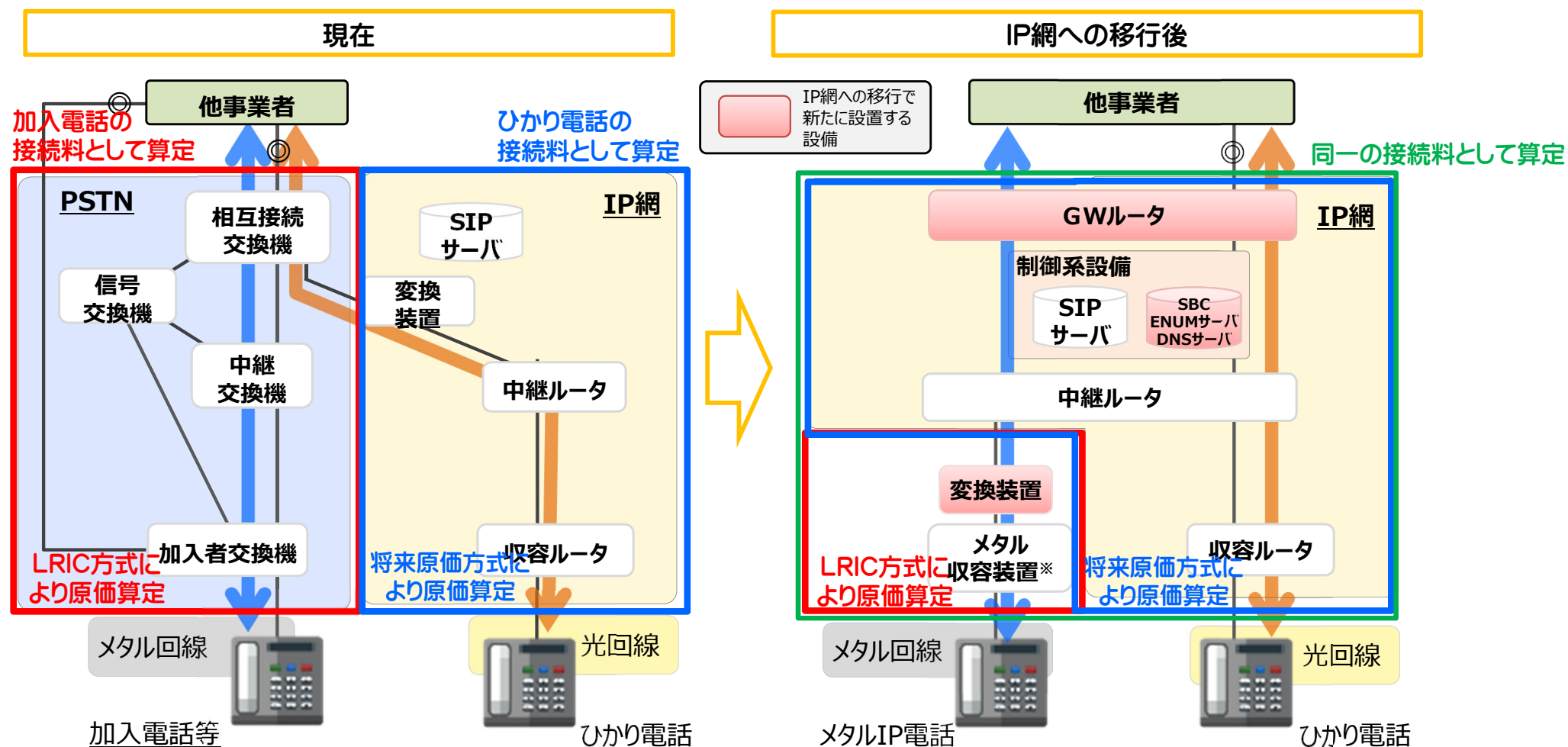


④ 接続ルート切替後 (令和7年1月～)



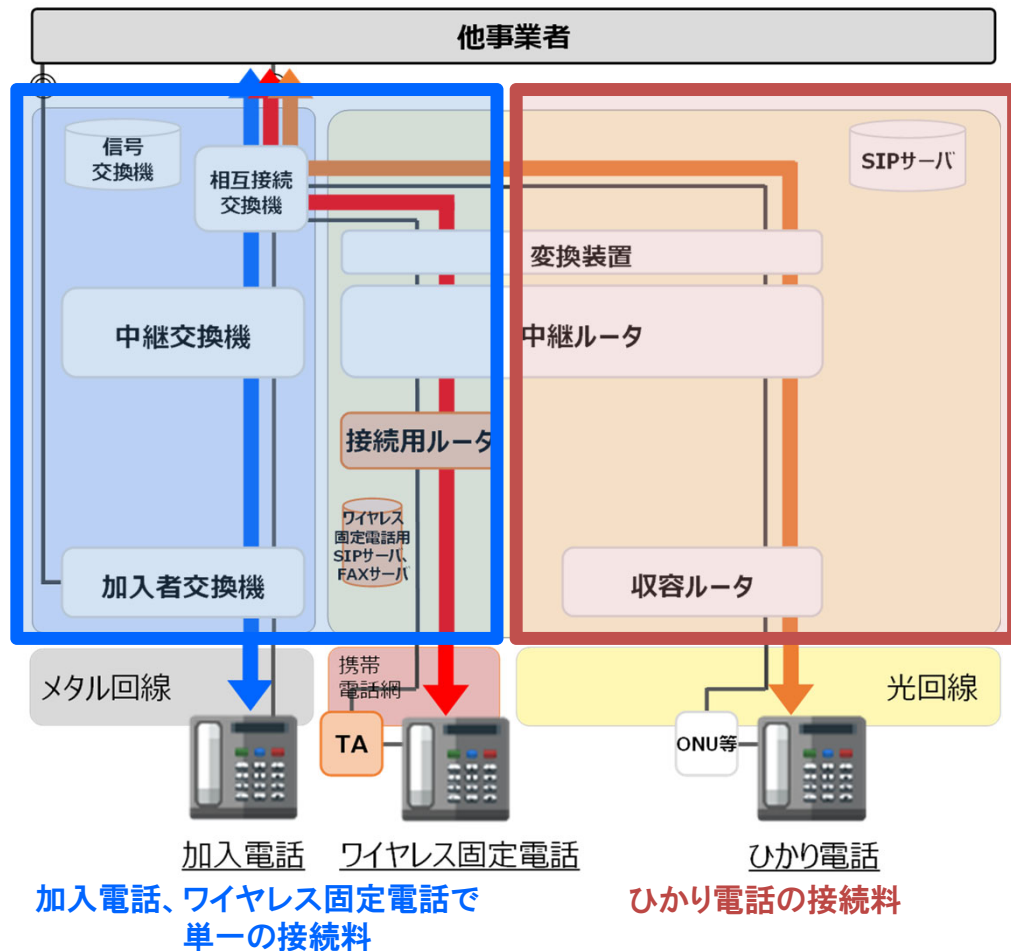
<IP網へ移行後の一種指定設備制度に基づく音声接続料>

- IP網移行後のメタルIP電話とひかり電話の接続料は同一の接続料として算定することが適当。
- その算定方法について、メタル収容装置及び変換装置により提供されるメタルIP電話の収容に係る機能等の接続料原価算定には、引き続きLRIC方式を適用することが適当。
- また、NGNを用いて提供される機能部分については、当面は現在の考え方を踏襲して実際費用方式による原価算定を行うこととしつつも、NTT東日本・西日本による効率化努力をモニタリングしていくことが必要。

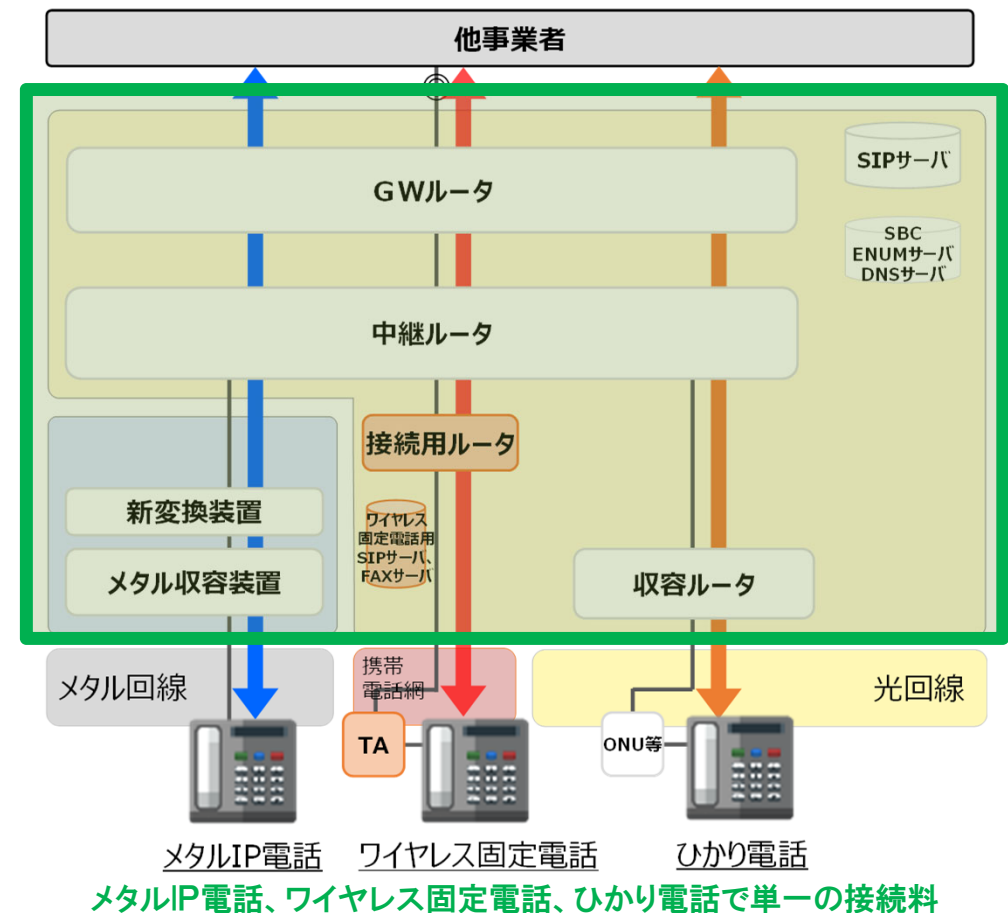


- 電話網のIP網への移行後、ワイヤレス固定電話は、携帯電話網を通じて、メタルIP電話及びひかり電話と同様にNGNに收容され、他事業者との相互接続点もメタルIP電話及びひかり電話の相互接続点と同一となる等、接続料原価の範囲となる設備の多くをメタルIP電話及びひかり電話と共有し、両電話と類似した設備構成をとる。また、ワイヤレス固定電話は、メタルIP電話及びひかり電話と同様に0AB-J番号を使用し、両電話と類似した品質で提供される。これらの点を踏まえると、ワイヤレス固定電話の接続料は、メタルIP電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することが適当。
- 電話網のIP網への移行期間中、ワイヤレス固定電話の接続料は、加入電話/メタルIP電話と同一の接続料として算定することが適当。

IP網への移行期間中(接続ルート切替前)の設備構成



IP網への移行後の設備構成



論点1 メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料の算定方法

- ・メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料を、同一の接続料として算定する場合、どのような方法が考えられるか。
- ・IP網への移行過程(令和4年4月～令和6年12月)における加入電話・メタルIP電話の音声接続料の例(PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルによる算定値をトラヒック比で加重平均)を参考に、トラヒック割合等を踏まえて加重平均をとることが考えられるか。

論点2 LRICモデルにおけるメタルIP電話の加入者回線の取扱い(アクセス回線の光回線代替)

- ・LRICモデルにおけるメタル回線の光回線への置き換えについて、どのように考えるか。
- ・今後のメタル回線維持に係るNTT東日本・西日本の対応や接続料の動向等を踏まえた検討が必要ではないか。

論点3 東西均一接続料の扱い

- ・メタルIP電話の接続料を東西別とすべきか、あるいは、引き続き、東西均一とすべきか。
- ・接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを念頭に、東西別接続料への是正について検討する必要があるのではないか。
- ・ひかり電話の接続料との加重平均等により算定する「同一の接続料」が、東西別となることについてどう考えるか。

論点4 接続料算定方法の適用期間

- ・IP網へ移行後の接続料算定方法の適用期間について、どのように考えるか。
- ・環境変化への柔軟な対応を可能とする観点から次期適用期間についても、これまでと同程度とすることが考えられるか。

論点5 その他検討を要する事項

- ・上記の他、IP網への移行後の音声接続料の在り方について検討を要する事項はあるか。
 - NTT東日本・西日本から以下の事項について提案(第67回接続政策委員会(11/1))があった。
 - ワイヤレス固定電話の導入有無による接続料原価の比較
 - LRICモデルの運用プロセスの簡素化
 - 四半期単位の実績トラヒックのホームページ開示義務の見直し

＜同一の接続料の算定方法＞

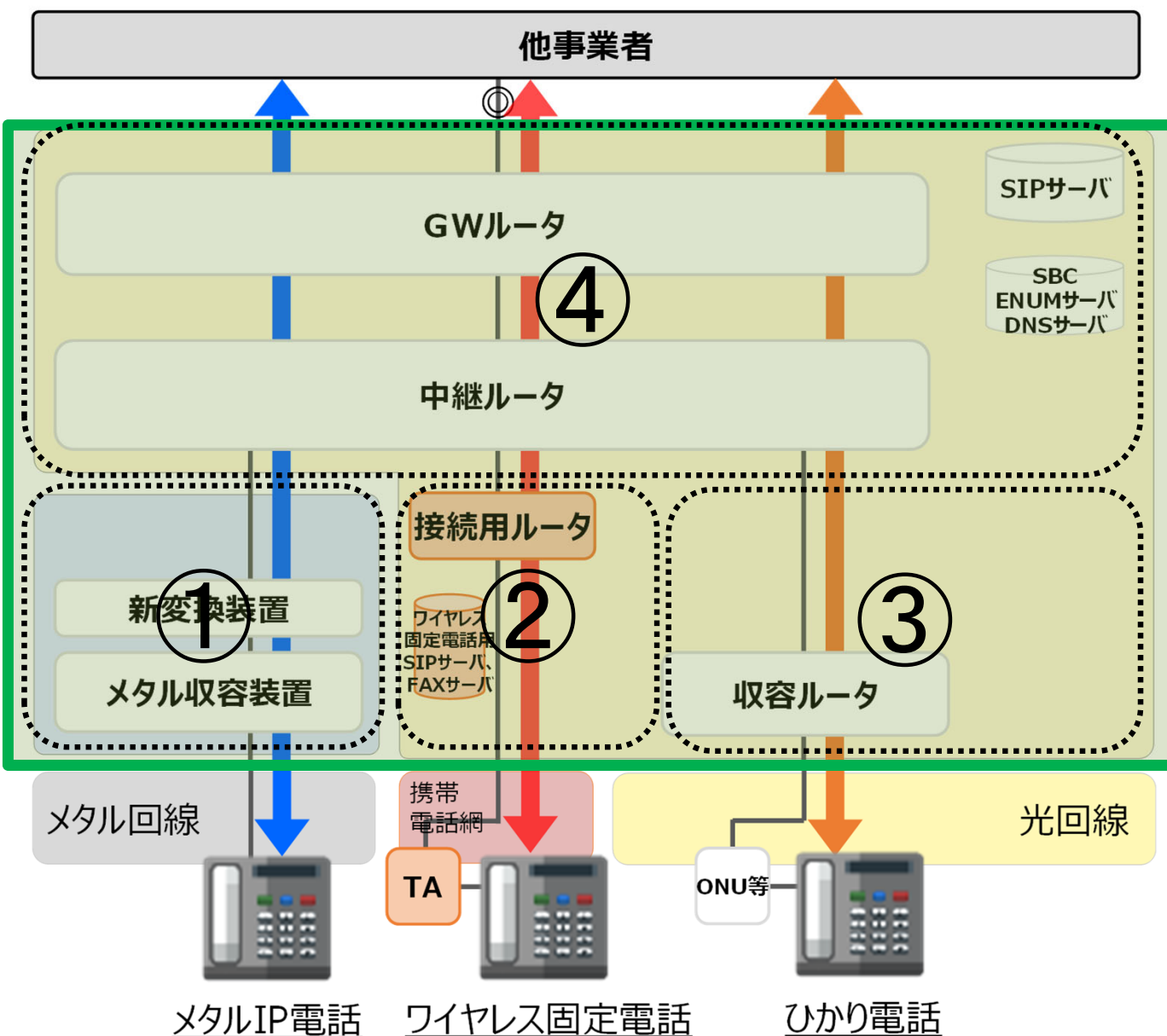
- メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話の接続料について同一の接続料を算定するに当たって、これらに係る設備の固有部分については、各接続料を算定し、相互接続トラヒックにおける割合に基づいて加重平均する方法が適当であり、それに共通部分の接続料を加えることによって同一の接続料を算定することが適当。この際、通信回数単位の接続料については通信回数比で、通信時間単位の接続料については通信時間比で加重平均することが適当。

＜接続料原価の算定方法＞

- メタルIP電話の固有設備（メタル収容装置及び新変換装置）の接続料の算定については、第9次IP-LRICモデルの「メタル収容装置（メタル回線収容機能）」及び「メタル収容装置～中継ルータ間の伝送路（一般中継系ルータ接続伝送機能）」の部分適用することが適当。
- NGNを用いて提供される機能の部分については、令和3年答申における整理を引き続き踏襲することが必要。

＜ワイヤレス固定電話の扱い＞

- 今般検討した接続料算定方法の適用期間については、固定電話網のIP網への移行期間中と同様に、接続料原価の比較を省略し、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定（※）して接続料原価を算定することが適当。
- ※導入済みのワイヤレス固定電話がメタルIP電話であると仮定

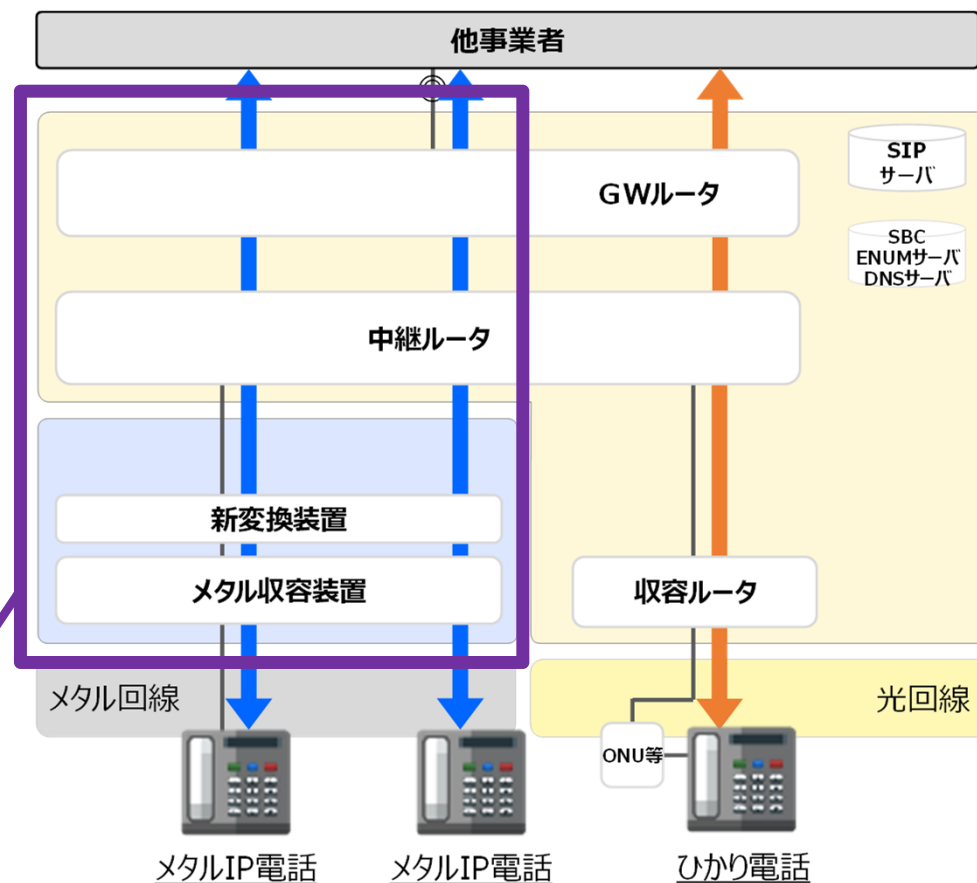
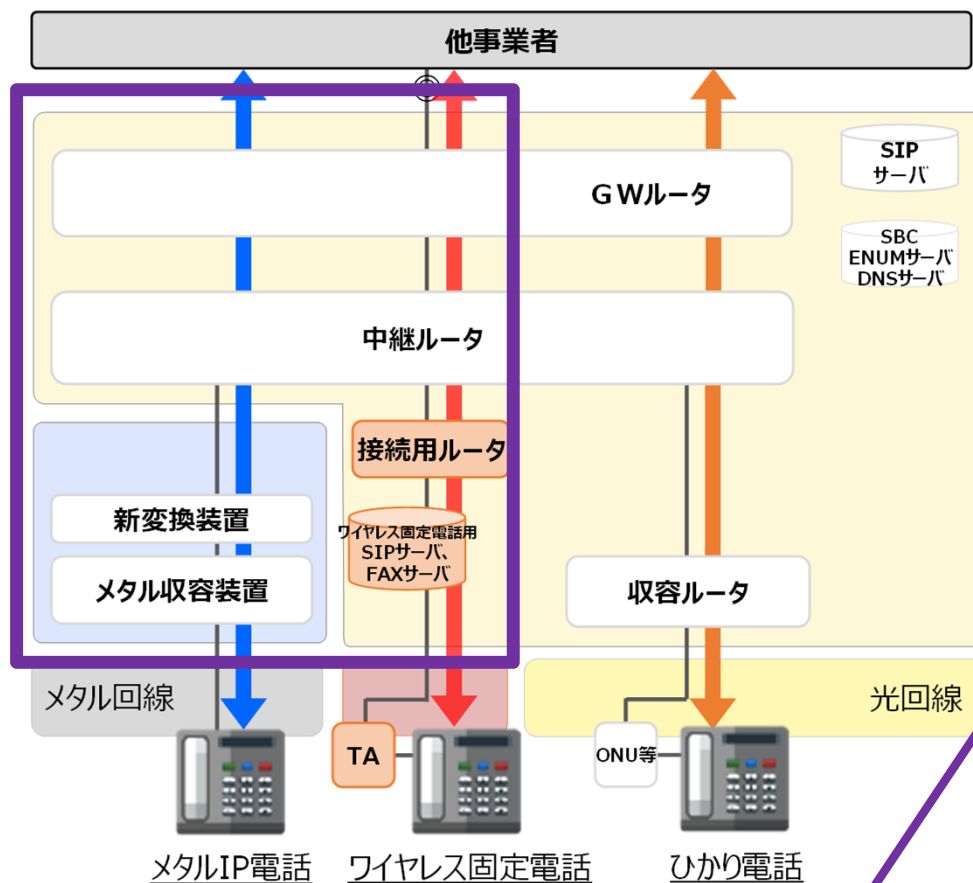


メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、
ひかり電話で単一の接続料

- ①メタルIP電話に係る設備の固有部分
 - ②ワイヤレス固定電話に係る設備の固有部分
 - ③ひかり電話に係る設備の固有部分
 - ④共通部分
- の各接続料を算定し、
①②③について、相互接続トラヒックに
おける割合に基づいて加重平均し、
それに④を加える。

ワイヤレス固定電話及びメタルIP電話
の接続料原価の合計（紫色枠内）

ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合のメタルIP電話
の接続料原価（紫色枠内）



接続料原価の比較を省略して、接続料原価を決定

＜LRICモデルにおけるメタルIP電話の加入者回線の取扱い＞

- 今般検討した接続料算定方法の適用期間においては、第9次IP－LRICモデルの適用に当たり、実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づき接続料を算定することが妥当。
- その上で、LRICモデルにおける光回線への置き換えについては、今後のメタル回線の在り方に係る検討状況等を注視しつつ、仮に置き換えを行った場合のユニバーサルサービス制度への影響等も含めて検討を継続することが適当。

＜東西均一接続料の扱い＞

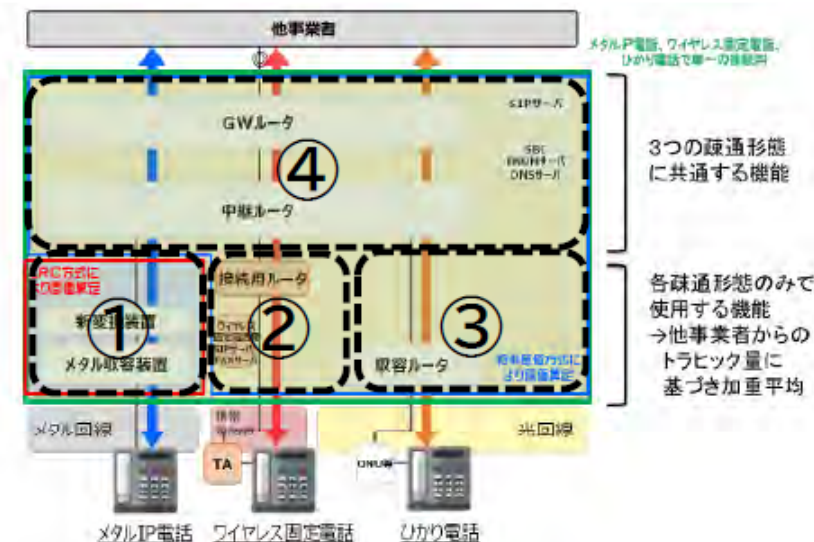
- NTT東日本・西日本の各々の業務区域における第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料は、個別に算定・設定されることが原則。一方、これまで、加入電話／メタルIP電話の接続料においては、利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるとして、NTT東日本とNTT西日本の接続料について同額とする扱いが採られてきた。
- 今般の試算のように接続料の東西格差が継続することが見込まれる中で、東西別接続料とした場合には、接続事業者を含めて大きな影響が生じるおそれがあることから、現行制度の趣旨も踏まえ、今般検討した接続料算定方法の適用期間においては、メタルIP電話固有部分について東西均一接続料を継続することが適当。
- 接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを踏まえ、メタルIP電話固有部分の接続料における東西別接続料への是正について、引き続き検討を行っていくことが必要。

○令和5年度認可接続料に基づく試算(第67回接続政策委員会 NTT東日本・西日本説明資料)

【3分あたり単価における比較(2023年度)】

	(単位:円)			東西差 (西/東)
	東西	東日本	西日本	
①メタルIP電話(固有部分) 現行制度における 均一料金の対象	6.12	5.43※	6.80※	1.25倍
②ワイヤレス固定電話(固有部分)	—	—	—	—
③ひかり電話(固有部分)	—	0.07	0.06	0.91倍
④共通部分	—	1.10	1.23	1.11倍
同一接続料(①②③の加重平均額+④)	—	3.48	4.19	1.20倍

※①メタルIP電話(固有部分)の東日本・西日本単価については、2023年3月8日に総務大臣より通知を受けたモデルにより試算



(図)情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第66回)
(2023年10月11日)資料抜粋、一部加筆

○上記試算において「①メタルIP電話(固有部分)」の接続料を「東西均一」とした場合の試算

	東日本	西日本	東西差(西/東)
①メタルIP電話(固有部分)	6.12	6.12	1.00倍
②ワイヤレス固定電話(固有部分)	—	—	—
③ひかり電話(固有部分)	0.07	0.06	0.91倍
④共通部分	1.10	1.23	1.11倍
同一接続料(①②③の加重平均額+④)	3.78	3.90	1.03倍

<接続料算定方法の適用期間>

- 接続料算定方法の適用期間は、環境の変化に柔軟な対応を可能とする観点から、従来と同様に3年間とすることが考えられ、接続料の改定が概ね事業年度単位を基本として行われてきたことから、令和7年1月から令和10年3月までの3年3か月とすることが適当。
- 令和7年1月から同年3月までの接続料については、令和6年4月から同年12月までに適用される接続料を暫定的に適用した上で、令和7年度の接続料の改定と合わせて、令和7年1月から令和8年3月までの1年3か月分の接続料を算定し、令和7年1月から同年3月までの分は遡及精算することもやむを得ない。なお、接続事業者の予見可能性の観点から、令和6年12月までにNTT東日本・西日本から接続事業者に対し、接続料に係る予測値の開示等が行われることが望ましい。

<その他の検討事項>

- LRICモデルの入力値の見直しの扱いについては、今般のNTT東日本・西日本の提案内容を含め、総務省において毎年度の見直しの必要性について検討することとし、詳細な検討を要する場合には、長期増分費用モデル研究会等において行うことが適当。
- NTT東日本・西日本が総務省の要請に基づき実施している、実績トラヒックの四半期単位の開示については、開示頻度を「年度単位」とし、開示内容についても「年度単位」とすることが適当。